

登米市

避難行動要支援者
支援マニュアル



目 次

第1章	基本的な考え方	1
1	目的	1
2	改定の経緯	1
3	マニュアルの位置付け（地域防災計画との関係）	1
4	平時における避難行動要支援者支援対策の必要性	2
5	避難行動要支援者支援における「共助」の重要性	2
6	用語の定義	3
第2章	避難行動要支援者の名簿作成と管理	5
1	避難行動要支援者の所在把握	5
2	避難行動要支援者の対象	5
3	名簿の作成	5
4	名簿情報の更新と共有	6
5	名簿情報の管理	7
第3章	個別避難計画の作成と管理	8
1	個別避難計画の目的	8
2	個別避難計画の作成	8
3	優先度を踏まえた個別避難計画の作成	8
4	個別避難計画の共有と管理	9
5	個別避難計画の確認と修正	9
第4章	地域の避難支援体制の整備	10
1	地域の避難支援体制の意義	10
2	避難支援に向けた取組	10
3	情報伝達体制の整備	12
4	避難支援体制の整備	13
第5章	災害発生時等の対応	14
1	避難行動要支援者に対する避難情報等の伝達及び安否確認の実施	14
2	避難誘導の実施	17
3	名簿及び個別避難計画情報の提供を希望しない避難行動要支援者への 避難支援	17
第6章	避難生活における支援	18
1	在宅における支援	18
2	避難所における支援	18
3	福祉避難所による支援の整備	19
4	移送体制の整備	19
第7章	関係機関との連携	20
第8章	推進体制及び普及・啓発	21
1	推進体制	21
2	普及・啓発	21
資料編	23
様式編	25

第1章 基本的な考え方

1 目的

近年の自然災害は多発・激甚化する傾向があり、これらの災害において多くの高齢者や障がい者などが犠牲になっており、災害発生時に自力では避難することが困難な方など、いわゆる避難行動要支援者に対する避難支援体制を整えることが全国の自治体において喫緊の課題となっています。

本マニュアルは、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方をとりまとめたものであり、避難行動要支援者の安否確認や避難支援などの体制整備を図り、地域における安全・安心を確立していくことを目的とします。

2 改定の経緯

市では平成20年2月に「登米市災害時要援護者支援マニュアル」を策定し、行政区長や民生委員・児童委員などの地域の支援者に災害時要援護者名簿を提供し、名簿を活用した地域の助け合い活動を開始しました。

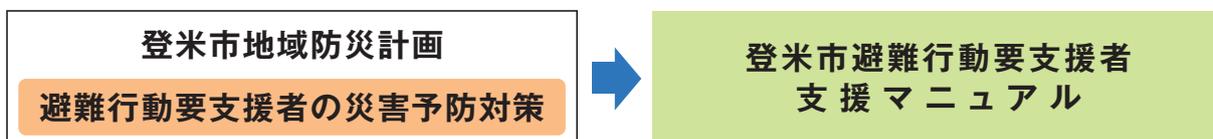
平成23年の東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者が約6割を占め、障がい者の死亡率が被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったと推計されました。このような状況を受け、国は、平成25年6月に災害対策基本法の改正、同年8月に「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」の策定を行い、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけました。市では、こうした国の動向に対応し、平成26年11月に「登米市災害時要援護者支援マニュアル」を「登米市避難行動要支援者支援マニュアル」に改定し、「災害時要援護者名簿」を「避難行動要支援者名簿」に改め、名簿を活用した地域の助け合い活動を継続してきました。

しかし、近年の災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号で約65%、令和2年7月豪雨で約79%と推計され、依然としてその割合が高いことから、国は、改めて令和3年5月に災害対策基本法の見直しを行い、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とするなど、地域の避難支援について更なる体制整備が求められています。

こうした背景から令和5年6月の登米市地域防災計画の修正を踏まえ、災害時における避難行動要支援者への安否確認や避難支援などをより実効性のあるものにするため、本マニュアルを改定します。

3 マニュアルの位置付け（地域防災計画との関係）

本マニュアルは、上位計画である「登米市地域防災計画」に記載された「避難行動要支援者の災害予防対策」に関する事項を具体化したものです。



4 平時における避難行動要支援者支援対策の必要性

災害による被害を未然に防止することや被害の軽減を図るためには、平時における防災対策が不可欠であり、防災対策の有無が被害の規模を大きく左右します。

そのため、災害発生時において自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が、地域の中で支援を受け、安全かつ迅速に避難行動を行えるよう、登米市地域防災計画で定める「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」により避難支援等関係者で情報を共有し、安否確認の方法、防災情報の伝達方法及び避難誘導の方法などの支援体制の整備を進め、平時から避難行動要支援者支援対策を行う必要があります。

5 避難行動要支援者支援における「共助」の重要性

災害発生時に最も重要となるのは、自らの身を守る「自助」であり、このことは、避難行動要支援者及びその家族にも当てはまるものです。

避難行動要支援者は、その身体的な特性などにより、「自助」が困難である場合が想定されることから、避難行動要支援者支援においては、行政区や自主防災組織などの地域における支援活動（＝「共助」）が特に重要となります。

この「共助」の取組みを促進させるためには、行政区などの小さな地域を単位として、日常生活における訪問活動や諸行事の案内などを通じて一層の地域交流を図り、緊急時には遠慮なく連絡ができる関係づくりが大切となります。



6 用語の定義

(1) 要配慮者

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいいます。

【災害対策基本法第8条第2項第15号】

※登米市地域防災計画での定義

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する方、外国人等

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。

【災害対策基本法第49条の10】

※福祉施設及び介護施設、医療機関などの施設入所者は対象外

(3) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、消防機関、警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいいます。

【災害対策基本法第49条の11第2項】

※登米市地域防災計画での定義

消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区長、地域包括支援センター、地域生活支援センター、自主防災組織、消防団、居宅介護支援事業所、指定特定相談事業者

(4) 避難支援等実施者

避難支援等実施者とは、個別避難計画書に記載する避難行動要支援者に対して、実際に避難支援等を行う方をいいます。

なお、個別避難計画書に避難支援等実施者を記載する場合には、避難支援等実施者として候補者の方に承諾を得てから記載することとなります。

(5) 地域支援者

地域支援者とは、避難行動要支援者の居住する地域において、災害発生時等に避難行動要支援者に対して、地域の災害情報の伝達、安否確認等の避難支援を実際に行う地域の防災組織、民生委員・児童委員、近隣住民、知人などをいい、避難支援等実施者も地域支援者に含まれます。

(6) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿とは、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を登録した名簿のことをいいます。

(7) 個別避難計画

個別避難計画とは、避難行動要支援者名簿に登録されている者で、避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画のことをいいます。

(8) 保健福祉サービス提供事業者

保健福祉サービス提供事業者とは、このマニュアルにおいて高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・介護保険制度などに関するサービスを提供する事業者のことをいいます。

第2章 避難行動要支援者の名簿作成と管理

1 避難行動要支援者の所在把握

災害発生時において、避難行動要支援者の所在や安否を確認し、適切な避難支援を迅速に行うために、平時から所在や実情を把握しておくことが必要となります。市は、登米市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援などを安全かつ的確に行うため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、本人からの同意が得られた場合は、平時から行政区や自主防災組織などの避難支援等関係者へ情報を提供します。

避難支援等関係者と情報を共有することにより、平時における避難行動要支援者への避難支援対策が検討できるほか、避難支援方法の防災訓練への反映も可能となります。また、災害発生時には、避難行動要支援者への避難支援などのために名簿を有効活用することができるようになります。

2 避難行動要支援者の対象

- (1) 要介護認定3～5を受けている方
- (2) 身体障害者手帳1級・2級（総合等級）を所持する身体障がい者の方
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する単身世帯の方
- (5) 難病患者の方
- (6) 上記以外で行政区や自主防災組織などが支援の必要があると認めた方

3 名簿の作成

(1) 名簿の作成に関する市関係部署の分担

市は、各関係課の情報に基づいて、避難行動要支援者の対象となる方を特定し、名簿の作成と管理を行います。名簿の作成と管理に関する事務は、生活福祉課が担当します。

(2) 名簿の記載事項

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所（実際に居住しているところ）
- ⑤電話番号、その他の連絡先
- ⑥避難支援などを必要とする事由
- ⑦上記以外で避難支援等の実施に必要な事項

(3) 名簿のバックアップ

市は、災害発生時に備え、いつでも名簿が活用できるよう災害による停電対策を講じるとともに、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報の名簿を管理します。

(4) 名簿情報の提供に関する意思確認

市は、避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿に関する制度の周知を図るとともに、名簿情報を避難支援等関係者へ提供することについて、意思確認を行います。

(5) 名簿の種類

市は、避難行動要支援者について、次の2種類の名簿を作成します。

① 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者の要件に該当する全ての方が登録された名簿をいいます。

② 避難行動要支援者名簿（平時用）

①の避難行動要支援者名簿の登録者のうち、名簿情報を避難支援等関係者へ提供することについて同意した方の名簿をいいます。

4 名簿情報の更新と共有

市は、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者名簿（平時用）の情報の更新、共有及び管理を次のように行います。

(1) 名簿情報の更新

①市は、住民の転入・転出・転居、死亡、介護認定、身体障害者手帳等の事務及び市関係部署が収集した情報に基づき、基準日に避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者名簿（平時用）の情報を更新します。

②上記①の基準日は、毎年7月31日とします。

(2) 名簿情報の共有

①市は、避難行動要支援者名簿の最新情報を市関係部署で共有します。

②市は、最新の避難行動要支援者名簿（平時用）を避難支援等関係者に提供し情報の共有を行います。名簿の提供は、旧名簿と引き換えに行います。

③避難行動要支援者名簿（平時用）は、対象者の居住する地域の避難支援等関係者など必要最小限の範囲で提供します。

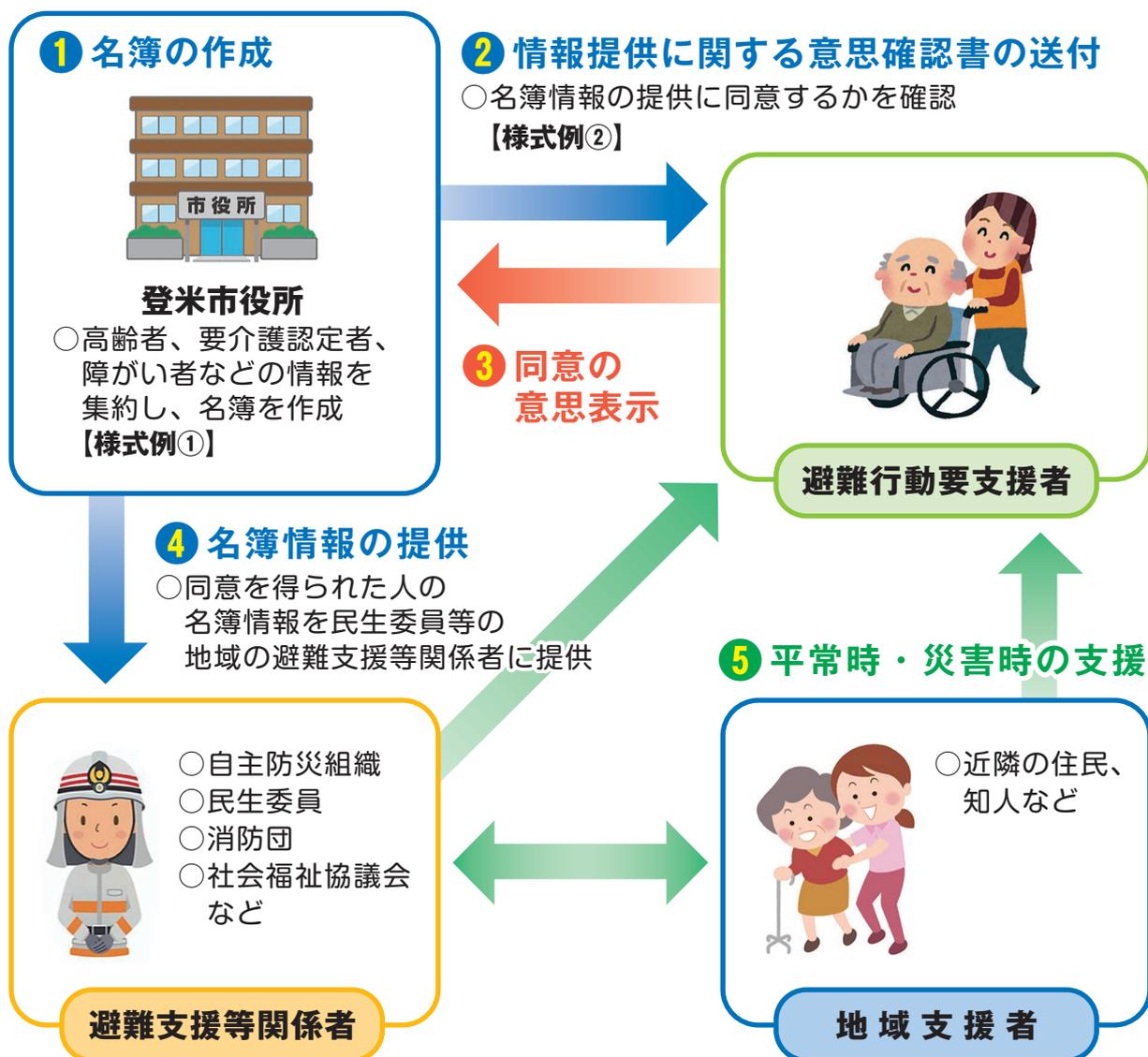
④市は、災害発生状況などにより、外部への情報提供が必要であると判断した時には、災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者その他の関係者に避難行動要支援者名簿を提供します。

【災害対策基本法第49条の11第3項】

5 名簿情報の管理

- (1) 市は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）及び登米市個人情報保護法施行条例等に基づき、個人情報を適正に管理します。
- (2) 避難支援等関係者は、個人情報保護法及び登米市個人情報保護法施行条例等に基づいて、市から提供された名簿情報を適正に管理します。
- ・名簿は施錠可能な場所で保管します。
 - ・名簿のコピーは、必要最小限とし、名簿の所在を明らかにします。
 - ・使用しなくなった名簿は、市へ返却します。

【避難行動要支援者の名簿作成と情報提供の流れ】



※大規模災害発生時やその発生のおそれがある時には、災害対策基本法に基づき、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供します。

第3章 個別避難計画の作成と管理

1 個別避難計画の目的

個別避難計画は、災害発生時などに、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するため、避難支援を必要とする一人一人について、「誰が」「誰を」「どう支援するか」などをあらかじめ定めるものです。

市は、避難行動要支援者本人やその家族などの協力をいただきながら、避難支援等関係者や地域支援者と連携し、避難行動要支援者名簿に登録され、同意が得られた避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めます。

2 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者（本人の意思表示が困難な場合はその家族など）、地域支援者、避難支援等関係者と市が連携して作成します。

(2) 個別避難計画の内容【様式例③】

個別避難計画は、次の事項について作成します。

- ①本人の氏名、住所又は居所（実際に居住しているところ）、生年月日、性別、連絡先、避難支援等を必要とする事由
- ②避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所、連絡先
- ③避難する方に留意しなければならない事項（心身の状況、医療機器の装着）
- ④避難支援等実施者が留意しなければならない事項（避難所、避難経路）
- ⑤その他重要な事項
自宅などで想定されるハザードの状況、常備薬の有無、かかりつけ医など

3 優先度を踏まえた個別避難計画の作成

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者などの自ら避難することが困難な方のうち、ハザードマップで危険な区域に住む方や、独居の方又は複数の避難行動要支援者がいる世帯など、計画作成の優先度に配慮して作成します。

- ①ハザードマップ上、危険な場所に居住する方（洪水、土砂災害等）
- ②心身の状況から支援が必要な方又は情報取得や判断への支援が必要な方
 - ・重度の要介護度や障がいのある方など
 - ・人工呼吸器使用者
 - ・自力での判断や避難が困難な方
- ③高齢者や障がい者で単身世帯の方、世帯に複数の避難行動要支援者がいる場合など

4 個別避難計画の共有と管理

(1) 個別避難計画の共有の範囲

個別避難計画の原本は、市が保管し、写しを避難行動要支援者、地域支援者及び避難支援等関係者で共有します。

(2) 個別避難計画の適正管理

個別避難計画の共有を受けた避難支援等関係者は、避難支援の目的以外に個別避難計画を使用することはできません。また、知り得た情報及び知り得た個人の秘密を守らなければなりません。なお、支援する役割を離れた場合も同様となります。

5 個別避難計画の確認と修正

避難行動要支援者、地域支援者及び避難支援等関係者は、迅速かつ的確な避難支援ができるように、お互いに個別避難計画の内容について定期的に確認します。

また、個別避難計画の内容に変更があった場合は、個別避難計画を修正し、最新の情報を関係者で共有します。

第4章 地域の避難支援体制の整備

1 地域の避難支援体制の意義

避難行動要支援者への避難支援の取組みでは、「私たちの住んでいる地域から災害による犠牲者を絶対に出さない」という強い意志のもと、地域住民の助け合いが重要になります。

各地域の地域支援者は、自分や家族の安全を確保したうえで、避難行動要支援者への情報提供と安否確認を行い、必要に応じて避難支援などを行います。状況により地域支援者が支援できない場合もあります。日頃からの声かけ・見守り活動など、地域で「人と人のつながり」を深め、地域全体で支援できる方法や環境整備を考えておく必要があります。

また、市では誰もが住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるよう、地域の組織力の維持向上を図りつつ、避難支援体制の整備を図る取組みに努めます。

2 避難支援に向けた取組

(1) 避難行動要支援者（本人・家族）の取組 **自助**

災害による被害をできるだけ少なくするため、一人一人が自分の身を安全に守る取組みに努めます。

- ①日頃から地域の防災訓練や地域の行事などに参加し、近隣の住民や知人とコミュニケーションをとるように努めます。
- ②地震で家具が倒れないように固定します。
- ③避難する廊下や出入り口に物を置かないようにします。
- ④自分の所在を知らせる笛、普段使っている医療器具、薬、必要な生活用品を事前に準備します。
- ⑤自分の住んでいる家の耐震性、浸水被害の可能性、土砂災害の危険性について把握します。
- ⑥大雨や地震など災害情報を入手するために、必要な機器（ラジオ、携帯電話など）を準備します。
- ⑦自分でできること、できないこと、災害発生時の支援内容を避難支援等関係者や地域支援者と共有します。
- ⑧避難生活で必要となる飲料水（一人一日3リットルを目安として、最低3日分、できれば5日以上）や食料（最低3日分、できれば5日以上）の準備、救急用品などの非常持ち出し品を準備します。
- ⑨災害の状況などにより、避難支援等関係者や地域支援者も被災するなど避難支援が困難となる場合も想定されることを理解します。

(2) 避難支援等関係者の取組 **共助**

避難行動要支援者への避難支援などは、避難支援等関係者やその家族の安全を最大限に確保した上で実施します。

また、災害発生時などに備え、個別避難計画の策定を支援するとともに、他の避難支援等関係者や地域支援者と相互に連携し情報共有を図ります。

- ①日頃から対象となる避難行動要支援者とコミュニケーションを図ります。
- ②避難行動要支援者名簿（平時用）及び個別避難計画は施錠できる場所に保管します。
- ③避難行動要支援者の状態に応じた避難行動要支援者名簿（平時用）及び個別避難計画となっているか定期的に確認し、必要に応じて修正や見直しを検討します。
- ④マニュアル第2章の2の（6）「行政区や自主防災組織などが支援の必要があると認めた方」の情報収集に努めます。
- ⑤他の避難支援等関係者や地域支援者と定期的な情報交換に努めます。
- ⑥災害発生時などには、他の避難支援等関係者や地域支援者と情報を共有し、連携しながら適切な避難支援に努めます。

(3) 地域支援者の取組 **共助**

災害発生時などにおいては、避難行動要支援者への避難情報の伝達や安否確認、避難場所等への誘導などの支援が想定されることから、可能な限り近隣の住民や知人を選定します。

また、地域支援者の不在や地域支援者自身の被災、あるいは一人では避難支援ができない場合を想定し、避難行動要支援者一人に対して複数の地域支援者を選定します。

災害発生時などにおいては、自分や家族の安全を最大限に確保した上で避難支援に取り組めます。

- ①日頃から対象となる避難行動要支援者とコミュニケーションを図ります。
- ②個別避難計画は施錠できる場所に保管します。
- ③災害発生時などに迅速な対応ができるように、個別避難計画の内容の把握に努めます。
- ④関係する避難支援等関係者や他の地域支援者と定期的な情報交換に努めます。
- ⑤災害発生時などには、避難支援等関係者や他の地域支援者と情報を共有し、連携しながら適切な避難支援に努めます。

3 情報伝達体制の整備

市は、災害発生時などに避難行動要支援者の避難を迅速に行うため、気象庁が発表する気象情報などを踏まえ、避難情報を的確に伝達します。

情報伝達手段	音声	文字
防災行政無線（屋外拡声装置及び緊急告知ラジオ）	○	
全国瞬時警報システム（Jアラート）	○	
市の広報車や消防車両による広報	○	
市ホームページによる広報		○
放送事業者（はっとエフエム）への情報提供による放送	○	
SNSによる広報（LINE等）		○
登録制メールサービス（登米市メール配信サービス）		○

（1）市との連携

災害発生時などには、市の災害対策本部を中心に、災害情報などに基づいて、避難行動要支援者に対する避難支援などの体制を整えます。避難行動要支援者が地域の避難支援を受けられない場合には、市が避難行動要支援者やその家族又は避難支援等関係者などからの避難支援の要請に対応します。

風水害の場合は、市から事前に予測可能な気象情報などを上記手段により伝達します。

市から避難支援などに関する情報を受けた避難支援等関係者は、避難行動要支援者へ避難情報の伝達や安否確認を行います。避難支援が必要な状況であり、かつ、地域で避難支援が行える場合は、地域支援者が避難支援を行います。ただし、地域で避難支援が行えない場合は、市へ避難支援を要請します。

（2）避難行動要支援者への避難情報の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難情報等が発令された場合には、地域住民に対し危険を知らせ、迅速な避難ができるよう情報を伝えることが必要です。避難行動要支援者が情報から孤立しないよう、日頃から個々の実情に応じた避難情報の伝達手段を地域において確認することが必要となります。

4 避難支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者及び市民等への周知

市は、避難行動要支援者の避難支援制度について、広報紙や市ホームページなどにより周知します。

(2) 避難支援等関係者への周知

市は、避難支援等関係者に対して、地域の避難支援の体制づくりに協力が得られるよう、説明会などを開催し、災害発生時などにおける地域の取組みの必要性について情報を発信し、避難行動要支援者の避難支援制度について周知します。

(3) 平時における避難支援の体制づくり

避難支援等関係者及び地域支援者は、日頃から見守りや声かけを積極的に行い、お互いに信頼できる関係づくりに努めます。また、地域行事への参加の呼びかけや地域と繋がる環境づくりに努めます。

(4) 防災訓練の実施

地域で実施される防災訓練においては、避難行動要支援者、避難支援等関係者及び地域支援者の参加のもと、個別避難計画について検証します。

なお、防災訓練において課題などが見つかった場合は、必要に応じて個別避難計画の修正を行います。

第5章 災害発生時等の対応

避難支援等関係者及び地域支援者は、まず、自分や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者への支援活動を行います。その上で、情報伝達、救護・避難誘導及び安否確認などの避難支援を状況に応じて円滑かつ迅速に行います。

1 避難行動要支援者に対する避難情報等の伝達及び安否確認の実施

(1) 避難行動要支援者への避難情報等の伝達

- ①地域支援者は、市からの防災行政無線、防災メール及び地域で入手した避難情報を避難行動要支援者に伝達します。その場合、訪問、電話（携帯電話）、メール、ファクシミリなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により行います。
- ②地域支援者は、避難情報を伝達する場合に、避難行動要支援者や同居家族の状況を把握し、必要に応じて避難支援等関係者と相談し、適切な支援に努めます。

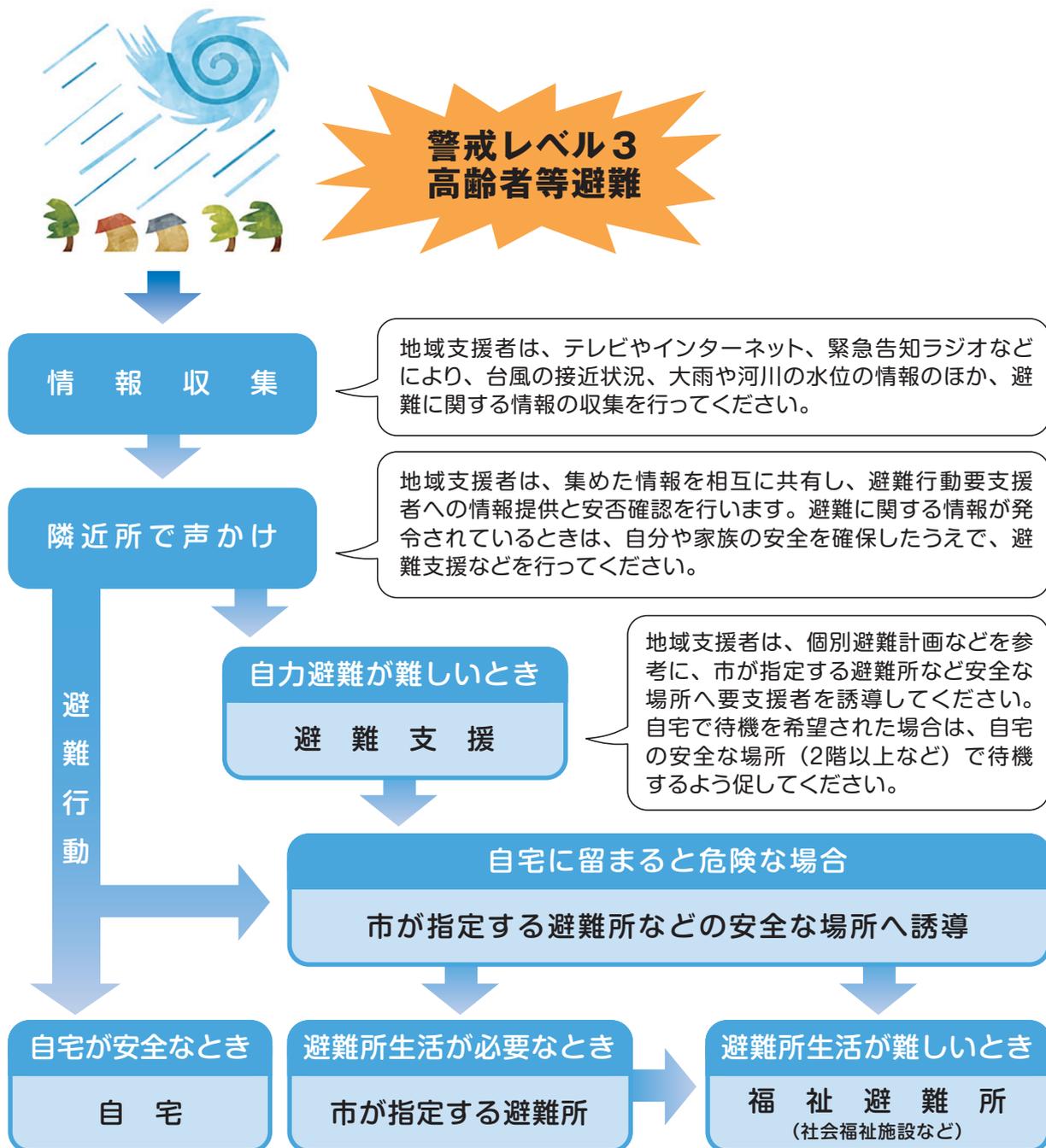
<要支援者への情報伝達の配慮事項>

対象者	配慮事項
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○わかりやすい口調で伝えること。 ○音声情報で数回繰り返して伝えること。 ○拡大文字による情報伝達を行うこと。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○文字や絵を組み合わせることで情報を伝えること。
知的障がい者 精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的にわかりやすく情報を伝えること。 ○絵・図・文字などを組み合わせることで、理解しやすい方法で伝えること。 ○精神的に不安定になる場合があることに配慮し、適切な情報伝達を行うこと。

(2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導（風水害の場合）

- ①地域支援者は、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されたとき、高齢者や障がい者など自力での避難が難しく、避難行動に支援を必要とする方は、地域の避難支援を受けて避難することとなるため、地域の防災訓練や個別避難計画などに基づいて、避難行動要支援者の避難支援を開始します。
- ②地域支援者は、避難所へ避難行動要支援者を避難誘導した場合は、避難先の情報を自主防災組織の代表、行政区長及びその他必要な避難支援等関係者に伝達し、情報を共有します。

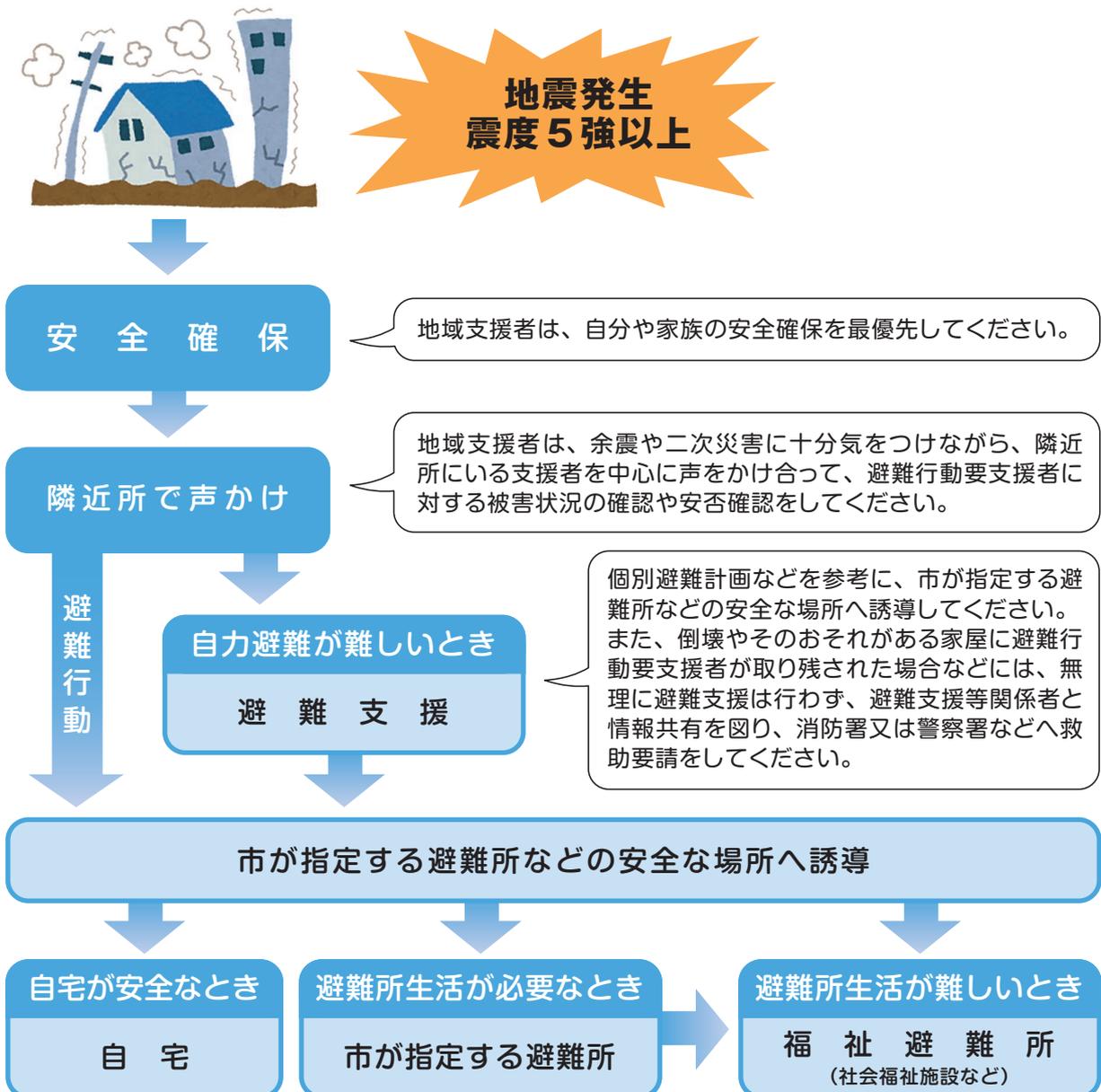
【風水害の支援の流れ】



(3) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導（地震災害の場合）

- ①地域支援者は、震度5強以上の地震が発生したとき、道路の被災状況や通信状況又は避難行動要支援者の特性に応じて、訪問、電話、ファクシミリなどの手段により避難行動要支援者の安否確認を行います。
- ②地域支援者は、避難行動要支援者の安否確認を行った場合は、避難支援等関係者と相互に情報共有します。
- ③地域支援者は、安否確認を行った避難行動要支援者について、その状態や居住家屋の被害状況を考慮し、避難支援等関係者と連携して適切な避難支援などを行います。
- ④地域支援者は、倒壊又はそのおそれがある家屋に避難行動要支援者が取り残された場合などには、無理な活動は行わず、消防署又は警察署などへ救助要請を行います。

【地震災害の支援の流れ】



2 避難誘導の実施

- (1) 地域支援者は、危険性が高い状況での避難誘導となる場合や人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な方法で避難誘導を行います。
- (2) 避難支援等関係者や地域支援者が避難誘導を行えない場合は、最寄りの総合支所へ避難支援を要請します。
- (3) 感染症が危惧される状況においては、感染症対策を施したうえで避難支援に当たります。（避難の際にはマスクを着用し、マスクの予備、消毒用アルコールなど衛生用品を持参します。また、薄手のゴム手袋の着用なども推奨します。）
- (4) 避難所へ避難誘導をした場合には、避難所での受付時に避難行動要支援者であることを避難所担当者に情報提供します。

< 避難誘導の配慮事項 >

対象者	配慮事項
寝たきりの高齢者 肢体不自由者	○自力避難困難者は、車いすやストレッチャー、担架（簡易）やおんぶなどにより避難すること。
視覚障がい者	○常時使用している白杖などを確保すること。また、災害発生時には、住み慣れたまちの様相が変わり、いつもと同じような歩行が難しくなることを理解し誘導すること。
聴覚障がい者	○筆談などによって、災害の状況や避難所などの位置の説明を行い、避難所へ誘導すること。
内部障がい者	○常時使用している医療器材を確保すること。医療品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャーなどで避難すること。
知的障がい者 精神障がい者	○災害の状況や避難所などの位置をわかりやすく説明するとともに、必要に応じて避難所へ誘導すること。 ○動揺している場合には、気持ちを落ち着かせること。

3 名簿及び個別避難計画情報の提供を希望しない避難行動要支援者への避難支援

市は、災害発生時などに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する必要があると判断した場合に限り、災害対策基本法第49条の11第3項及び同法第49条の15第3項の規定に基づき、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を安否確認や避難支援などに活用します。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供の判断は、災害対策本部で行い、避難支援等関係者へ名簿を提供します。

第6章 避難生活における支援

市は、避難支援等関係者並びに地域支援者及び保健福祉サービス提供事業者などと連携して、避難生活をする避難行動要支援者への支援を行います。

1 在宅における支援

地域支援者は、避難行動要支援者が在宅で避難生活をするために必要な情報の収集や提供、市が配布する生活物資の移送を避難支援等関係者と協力して行います。

2 避難所における支援

(1) 避難所の整備

- ①災害発生時などには、避難行動要支援者を含む多数の被災者が避難所で生活することとなります。市は、避難所の設営において、避難行動要支援者に配慮し、できる限りバリアフリー化に努めるとともに、電源や通信手段の確保など、避難所の設備の充実に努めます。
- ②避難所では、避難行動要支援者に配慮した食料及び介護用品などの福祉用具が必要となると想定されます。市は、それらの物資の備蓄や迅速な調達に努めます。

<避難所での配慮事項>

対象者	配慮事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者は、避難生活の影響で急速に活動能力が低下し、寝たきりなどの状態になりやすい傾向にあります。健康状態には十分に配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保すること。 ○避難スペースをトイレに近い場所に確保し、おむつをしている方がいる場合は、おむつの交換場所を別に確保すること。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設トイレを設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所や段差のない場所に設置するなど、移動が容易にできるよう配慮すること。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○伝達事項などは、紙に書いて行うか、タブレットなどの電子機器を用いて知らせること。 ○手話が必要な場合は、手話ができる方を探すか、手話通訳の必要性を確認すること。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関などによる巡回検診を活用し、必要に応じて福祉避難所などを活用すること。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○環境の変化を理解できずに気持ちが混乱する場合や、精神的に不安定になる場合があります。できるだけ家族、知人や友達など本人が安心できる人と一緒に生活できるように配慮すること。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立してしまうことがないように、知人や友達と一緒に生活できるように配慮すること。

(2) 避難所での情報伝達

避難所における情報は、被災者にとって大変重要なものであるため、視覚・聴覚障がい者などの情報の取得が困難である方に対して、音声による情報発信及び紙による情報の掲示など、様々な方法により情報の提供に努めます。

3 福祉避難所による支援の整備

市は、避難行動要支援者のうち、指定避難所での避難生活が困難な方のために、民間福祉施設などを活用した福祉避難所の確保に努めます。

災害発生時などは、施設の安全確認や人員の確保などの準備が整った段階で、福祉避難所を開設します。

また、令和3年5月の災害対策基本法の改正に基づく「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定により、避難行動要支援者が日ごろから利用している施設への直接避難が促進されていることを受け、施設への制度の周知を図ります。

(1) 福祉避難所の確保

市は、施設の安全性の確保やバリアフリー化が行われているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、施設内において必要な生活支援が受けられる体制が整っている保健福祉サービス提供事業者などとの協定の締結に努めます。

(2) 福祉避難所の運営

市は、避難行動要支援者の受入れ施設となる福祉避難所の円滑な運営を図るため、福祉避難所の運営に必要な事項を整理します。

市は、避難行動要支援者のうち、福祉避難所への避難が必要であると判断される方について、福祉避難所の確保の状況に合わせ、福祉避難所への迅速な避難のため、事前に施設を特定するよう努めます。

4 移送体制の整備

市は、避難行動要支援者を福祉避難所に移送するため、保健福祉サービス提供事業者との連携により、移送体制の構築に努めます。

第7章 関係機関との連携

市は災害発生時などにおいては、次の関係機関とも連携し、避難行動要支援者への避難支援などを行います。

①登米市社会福祉協議会

災害発生後、登米市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の円滑なコーディネート（適正な配置）を行う、災害ボランティアセンターの開設を支援します。また、登米市社会福祉協議会と連携し、避難行動要支援者への避難支援活動に努めます。

②地域団体

登米市ボランティア協会や登米市赤十字奉仕団など、地域で活動する団体と連携し、避難行動要支援者への支援活動に努めます。

③保健福祉サービス提供事業者

保健福祉サービス提供事業者と連携し、福祉避難所にて避難生活をする避難行動要支援者への支援活動が円滑に実施できるよう努めます。

④民間企業等

災害発生時などに、避難行動要支援者に関する情報収集や避難支援などについて、民間企業の協力を得られるよう協定の締結に努めます。

第8章 推進体制及び普及・啓発

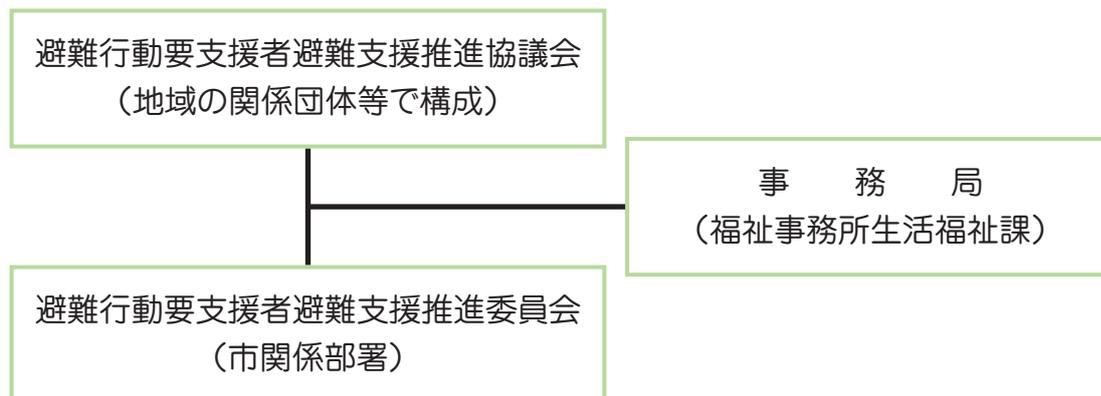
1 推進体制

災害対策基本法及び登米市地域防災計画に基づき、災害発生時などに避難行動要支援者への適切な避難支援などを実施するとともに、個別避難計画の作成や実効性のある支援対策を推進するため、「登米市避難行動要支援者避難支援推進協議会」を設置します。

【検討事項】

- ・ 避難行動要支援者避難支援制度の運用や見直しに関すること。
- ・ 避難行動要支援者避難支援制度の啓発に関すること。
- ・ 避難行動要支援者個別避難計画の作成支援に関すること。
- ・ 災害時における避難行動要支援者の避難支援体制に関すること。

【避難行動要支援者避難支援推進体制】



2 普及・啓発

市は、災害に関する基礎知識とあわせて避難行動要支援者の特性や配慮すべき事項について広報紙や市ホームページ等で周知するなど、市民に対して災害時における避難行動要支援者の避難支援に関する知識の普及・啓発に努めます。

資料編・様式編

資料編

■避難行動要支援者の特徴や支援の留意点

区 分		心身の状況等の特徴（○）と、主な留意点（●）
高 齢 者	一人暮らしや 高齢者のみの 世帯	○災害情報の気付きが遅れる場合がある。特に、介護を必要としている場合は、力が衰え行動が遅くなる場合がある。 ●迅速な情報伝達及び地域支援者、介助者による避難誘導が必要である。
	寝 た き り	○自力で避難できず、また、自分の状況を伝達すること及び自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ●安否確認及び状況把握が不可欠であり、避難誘導時には地域支援者、介助者の援助が必要である。
	認 知 症	○自分の状況を伝達すること及び自分で判断して行動することが困難である。 ●必ず地域支援者、介助者による避難誘導が必要である。
身 体 障 が い 者	肢 体 不 自 由	○自立歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。特に、重度の全身性障がいの場合、自宅内の移動も困難な場合がある。 ●避難誘導には、車椅子等の補助器具とともに、家族、支援者、介助者等による介助が必要である。（重度の障がいのある人の場合は不可欠）
	内 部	○内臓の機能障がいにより、日常生活に著しい制限を受ける場合が多い。 ●障がいの内容に応じた日常生活用具若しくは医療機器等の確保又は、人工透析等の医療対応が必要であり、人工呼吸療法を行っている難病患者など、災害時に緊急対応が必要な場合もある。
	視 覚	○視覚による災害情報の気付きが不可能又は困難な場合が多い。 ●音声による情報伝達及び状況説明が必要である。また、家族、支援者、介助者等による避難誘導が不可欠である。

区 分		心身の状況等の特徴（○）と、主な留意点（●）
身体障がい者	聴 覚	<p>○音声による避難・誘導指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能又は困難な場合が多い。</p> <p>●文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字・絵図など）を活用した情報伝達や状況説明が不可欠であり、できれば手話通訳者等の協力を得ることが望ましい。</p>
	音 声 言 語	<p>○通常の会話によるコミュニケーションが困難な場合が多い。全身性障がいのように、他の重い障がいを伴う人も多い。</p> <p>●本人や家族等からの十分な聞き取りや、聞き取った内容を繰り返すことによる確認、さらに可能であれば、筆談、手話等による状況把握が必要である。</p>
知的障がい者		<p>○情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、身体障害などが重複している場合もある。</p> <p>●避難誘導には、家族、支援者、介助者等による介助が必要であり、重度障がいの場合には、車椅子等の補助器具が必要な場合もある。</p>
精神障がい者		<p>○災害発生時には、環境の変化により精神的な動揺が激しくなる場合がある。常時服薬が必要とされる人が多い。</p> <p>●継続的な服薬が確保されるよう、医療機関などと連携した支援が必要である。</p>

【様式例②】

【避難行動要支援者名簿】同意確認書

避難支援者への情報提供の同意の有無

フリガナ			
氏名			
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	性別	男・女
住所			行政区
避難支援等を 必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の要介護認定を受けている。要介護状態区分（ ） <input type="checkbox"/> 手帳所持 障がい名：（ ）等級：（ ） <input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、 の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等関係者自身やその家族などの安全が前提となることから、同意によって災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。

また、避難支援者は、避難支援等の実施について法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障がい種別等の内容、連絡先等）及び障がい名や病名等を、登米市地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに

- 同意します。
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません。

年 月 日 氏名 _____

(登録対象者との関係)

代理人 _____

※本人が自署できない場合や未成年者の場合は、代理人(代筆者)欄に記載をしてください。

※同意の意思については、避難行動要支援者から変更の申出がない限り自動的に継続とします。

【様式例③】

登米市個別避難計画書
 ≪本人・地域が作成する計画様式≫

作成日： 年 月 日 記入者： _____
 (本人との続柄： _____)

1 本人情報						
フリガナ			歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日
氏名						
住所	登米市			身長	cm	体重 kg
自宅電話		携帯電話		メール		
FAX						
心身の情報	障害者手帳	<input type="checkbox"/> 身体()級 <input type="checkbox"/> 精神()級		<input type="checkbox"/> 知的()	障害区分認定	<input type="checkbox"/> 区分() <input type="checkbox"/> 無
	介護認定	<input type="checkbox"/> 要介護(1・2・3・4・5)		<input type="checkbox"/> 要支援(1・2)	意思疎通方法	
普段のサービス利用状況や過ごし方	昼間			夜間		
2 世帯情報						
世帯の構成	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 同居人あり・ 人→全員65歳以上か <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ				ペット	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない →種類()
世帯構成員	フリガナ		歳	本人との関係	携帯電話	
	氏名					
世帯構成員	フリガナ		歳	本人との関係	携帯電話	
	氏名					
居住環境	建物	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> アパートなど			構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋造
	居住階	階建の 階			エレベーター	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
ハザードの状況	北上川水系、迫川水系の氾濫又は中小河川氾濫時 <input type="checkbox"/> 0.5m未満・浸水なし <input type="checkbox"/> 浸水深0.5m~3m未満 <input type="checkbox"/> 浸水深3m~ <input type="checkbox"/> 家屋倒壊等氾濫想定区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域					
避難先	風水害	名称		住所		
	地震	名称		住所		

※世帯構成員が3名以上の場合は下記備考欄に記載するか、別紙で提出してください。
 ※避難先は、在宅避難、親戚・知人宅、ホテル等も含めて検討してください。

3 緊急連絡先						
①	フリガナ			本人との関係	自宅	
	氏名				携帯	
	住所			メール		
②	フリガナ			本人との関係	自宅	
	氏名				携帯	
	住所			メール		
備考						

4 避難支援等実施者・避難支援時の配慮事項等						
①	フリガナ		本人との関係		自宅	
	氏名			携帯		
	住所		メール			
②	フリガナ		本人との関係		自宅	
	氏名			携帯		
	住所		メール			
介助の必要性	<input type="checkbox"/> 自立歩行可(介助不要) <input type="checkbox"/> 手をつなぐ <input type="checkbox"/> 杖・シルバーカー <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> ストレッチャー <input type="checkbox"/> その他()					
避難手段	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> タクシー <input type="checkbox"/> 介護タクシー(ストレッチャー・車いす)					
具体的な支援方法	(必要とする支援及び支援時の留意点や要望等)					
避難経路	※自宅から避難先への避難経路図を添付してください。					
5 避難先での生活支援・配慮事項等						
避難先への付添者(介助者)	フリガナ		歳	本人との関係		自宅
	氏名				携帯	
	住所		メール			
	付添者の情報					
必要な配慮	<input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> コミュニケーション <input type="checkbox"/> その他() (要する配慮内容：)					
食物・薬アレルギー	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり→()			配慮すべき病名等ありましたら、ご記入ください。 ()		
常用医薬品	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり→薬名(別紙でも可))					
服薬管理	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要	医療的ケア	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり→例：人工呼吸器()			
必要な設備	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 電源(<input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 吸引器 <input type="checkbox"/> カファアシスト <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> その他()					
具体的な支援方法	(必要とする支援及び支援時の留意点や要望等)					
かかりつけ医	病院	()科	フリガナ		電話	
			担当医			
6 計画の提供先(避難支援等関係者)						
ケアマネジャー・相談支援専門員	事業所名		フリガナ			
			担当医			
	住所		電話			
			携帯電話			
行政区		区長氏名		民生委員	氏名	
		電話			電話	
		携帯電話			携帯電話	

7 特記事項・避難経路図

(避難経路図貼付可)

- (3) 担当の介護支援専門員や相談支援専門員がいる場合、ご記入をお願いします。

担当の 介護支援専門員 相談支援専門員	担当者名
	事業所名

- (4) 個別避難計画に記載された情報を災害時に限らず、平常時から避難支援等関係者に提供することに

- 同意します。(平常時における避難行動要支援者名簿の提供についても、同意することが前提となります。)
- 同意しません。

※避難支援等関係者とは、消防機関、警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に規定する市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいいます。

留意事項

○表面(2)に同意された場合、(4)に同意されない場合においても、計画作成に必要な限度において、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、あなたの個人情報を提供することがあります。

○作成後の個別避難計画書に記載された情報の取扱いは次のとおりです。

- ①平常時は避難支援等関係者に情報を提供します。ただし、あなたが(4)に同意されない場合又は避難支援等実施者が同意されない場合は提供しません。
- ②災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、情報の提供の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に提供することがあります。

以上のことを承諾し、個別避難計画の作成に同意することにより、災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合に、あなたが避難支援等実施者から避難支援等を受ける可能性が高まります。ただし、避難支援等実施者自身やその家族などが安全であることが前提となるため、同意によって災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではないことをご承知おきください。また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

避難行動要支援者の支援等に関するお問い合わせ先

登米市福祉事務所 生活福祉課

住所：登米市南方町新高石浦130番地

TEL：0220-58-5552

FAX：0220-58-2375

メールアドレス：seikatufukusi@city.tome.miyagi.jp

災害対策や自主防災組織等に関するお問い合わせ先

総務部防災危機対策室

住所：登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

TEL：0220-23-7393

FAX：0220-22-3328

メールアドレス：somu-bousai@city.tome.miyagi.jp

総合支所

迫総合支所	市民課	0220-22-2213
登米総合支所	市民課	0220-52-2111
東和総合支所	市民課	0220-53-4111
中田総合支所	市民課	0220-34-2311
豊里総合支所	市民課	0225-76-4111
米山総合支所	市民課	0220-55-2111
石越総合支所	市民課	0228-34-2111
南方総合支所	市民課	0220-58-2112
津山総合支所	市民課	0225-68-3112

担 当

登米市福祉事務所 生活福祉課

登米市南方町新高石浦130番地

TEL: 0220-58-5552

FAX: 0220-58-2375